

単品スライド条項及びインフレスライド条項等の 適用について（お知らせ）

新発田市では、建設工事請負契約約款及び委託契約約款においてスライド条項（単品スライド条項、インフレスライド条項）を定め運用をしています。

● 単品スライド条項の運用について

昨今の急激な資材価格高騰を踏まえて実際の購入金額を用いてスライド額を算定するなど、より実勢に沿った対応が可能となりました。

これにより、資材業者等における原材料や燃料費コスト上昇分の資材価格への転嫁等による取引価格の増額に対し、対応が可能となる場合があります。

● インフレスライド条項の運用について

適用対象工事

令和6年2月29日以前に契約を締結している工事のうち、別途マニュアルによって定める残工期が、受発注者協議により定めた基準日から2か月以上あるもの。

なお、発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準が変更された時とする。

● 特例措置について

1 措置の概要

新労務単価及び新技術者単価の決定に伴い、対象案件の受注者は、令和5年3月から適用した公共工事設計労務単価及び令和5年度設計業務委託等技術者単価に基づく契約を新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するための請負代金額及び業務委託料の変更の協議を請求することができる。

2 対象案件

令和6年3月1日以降に契約を締結する工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価及び旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

※詳細については、工事担当課又は契約検査課へお問い合わせください。